

## 5 基準認証等関係

### 1 共通的な指針に基づく見直し

#### (1) 自己確認化等

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
通信端末機器・特定無線設備の基準認証に関する自己適合宣言制度の早期導入 （総務省） <ITア の再掲>	通信端末機器・特定無線設備の基準認証に関して、製造者等の自己責任を重視する考え方を踏まえた自己適合宣言制度を早期に導入する。 （第156回国会に関係法案提出）		法案提出	法案成立後公布・施行		<ITア 参照>	
ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の導入 （総務省） <ITア の再掲>	ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて、技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる。			検討 （平成16年度中に結論）		<ITア 参照>	
危険物施設の保安検査 （総務省） <危険力 bの再掲>	危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	検査周期を延長する		措置		<危険力 b参照>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
超音波診断装置の薬事法に基づく申請 (厚生労働省)	超音波診断装置の薬事法に基づく申請について、一定の要件を満たしている場合には、当該企業が行う安全性試験検査データをもって、公的機関の検査データに代えることを可能にすることについて検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	(平成17年度を目途に措置)	(厚生労働省) 現在、薬事法に基づく承認申請の添付資料である安全性試験検査データについて、試験所及び校正機関に対する国際基準を満たす当該企業の試験所若しくは当該企業の委託を受けた試験所等が実施した安全性試験検査データをもって可とするかどうかにつき、関係業界の意見を聞いている。	
ボイラー等の検査 (厚生労働省) <危険の再帰>	a ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。	原則として、15年度中に実施			<危険才 参照>	
	b 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に規定した登録機関による実施について検討し、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	<危険才 参照>	
電気工作物の設置工事に係る一部使用確認の省略 (経済産業省)	電気工作物の設置工事において、一部の設備が完成し、その設備を使用する必要がある場合は、その都度使用前自主検査によりその技術基準適合性等を確認し、全設備完成後に最終的な使用前自主検査が完了した時点で国等による安全管理審査を行うこととする。 【電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令)、平成15年3月経済産業省告示】		措置		(経済産業省) 措置済	

## (2) 国の代行機関(指定検査機関等)

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
気象測器の検定 (国土交通省) <運輸才の再掲>	気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人(営利法人を含む。)が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 【気象業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第47号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)				
検査・検定等の業務における公益法人と営利企業等との競争条件の均一化 (内閣官房・関係府省)	公益法人に対する補助金等については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に基づき、関係府省において、廃止・縮減等及び透明化・合理化のための措置を講じる。			補助金等の廃止・縮減等については、平成17年度末までのできるだけ早期に措置	(内閣官房) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に基づき、検査・検定等の業務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致する者であれば公益法人に限らずいかなる者でも登録を受け検査等業務を実施できる制度(登録制)への移行を内容とする改正(平成15年通常国会において35法律について改正)を行ったところ。 また、同実施計画に基づき、各所管府省において、公益法人に対する補助金等の見直し(第三者分配型補助金等、補助金依存型公益法人の解消等)等の具体的措置を講じているところ(同実施計画の実施状況は、総務省においてフォローアップ)。 (総務省) 上記閣議決定に基づき、関係府省における検査・検定等の業務及び補助金等の見直しの実施状況についてフォローアップ調査を行い、当該調査結果については「平成15年度公益法人に関する年次報告」において公表したところ。(平成15年9月16日)		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
回路配置利用権等の登録事務における民間参入の推進 (経済産業省)	回路配置利用権等の登録については、既に公益法人が指定法人として全面的に事務を行っているところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)にあるように、政府責任を維持した上で、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関」が当該事務を行うこととし、民間の参入の拡大を図る。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後公布、措置(平成16年3月より施行予定)	(経済産業省) 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第76号)第2条により、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)が改正された。これにより、回路配置利用権等の登録事務について、政府責任を維持した上で、指定登録機関制度を廃止し、行政の裁量の余地のない登録機関制度を導入するとともに、登録機関の公益法人要件を撤廃し、広く民間へ開放した。(平成16年3月1日施行)	
工業所有権に関する事務における民間参入の推進等 (経済産業省)	a 迅速かつ的確な審査等により早期に権利を登録することができるよう、国内特許文献に関する調査業務に関しては、既に指定法人に行わせているところであるが、さらに国内非特許文献や外国特許文献に関する調査業務等に関しても、当該指定法人に行わせることにより、民間への業務委託の範囲を一層拡大する。			措置	(経済産業省) コンピュータソフトウェアに関する出願の従来技術調査について、平成15年4月から国内非特許文献に対してもその調査範囲を拡大した。	
	b 特許権の調査業務を行わせている指定法人については、今後、この業務が更に拡大すると見込まれるため、公益法人に限定せず、幅広く民間を指定することができるよう検討し、結論を得る。			結論	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の指定調査機関制度に移行して、公益法人要件を撤廃すると共に登録されるようにする改正法案を、平成16年度通常国会に提出し、現在審議中。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 実用新案権については、近年の登録が減少している状況を踏まえ、廃止も含めて検討する。			結論	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に実用新案制度WGを設置し、実用新案制度の在り方について審議した。同WGにおいて、早期実施が必要な技術の保護に実用新案制度が引き続き有効であるとの観点から、実用新案制度は存続させた上で、実用新案権の存続期間の6年から10年への延長、訂正の許容範囲の拡大、実用新案登録に基づく特許出願の導入の措置を行うことにより、実用新案制度の魅力を向上させるべきであるとする報告書が、1月に取りまとめられた。同報告書の結論を踏まえた実用新案法の改正を、特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案として平成16年度通常国会にて提出した。(平成16年6月4日公布)	
プログラムの著作物の登録事務における民間参入の推進 (文部科学省)	プログラムの著作物の登録については、既に公益法人が指定法人として全面的に事務を行っているところであるが、当該事務を行わせることができる指定法人を公益法人に限定しないことも含め、当該事務の実施主体の在り方について、見直しを図る。			検討・結論	(文部科学省) 「文化審議会著作権分科会報告書(平成16年1月14日)」において、プログラムの著作物に係る登録事務については、「一定の業務規制を行うとともに、定期的な検査等を的確に行えば、公益法人以外の機関であっても円滑な登録の実施は確保できると思われること登録事務は形式的な事務であり、仮に円滑な登録を阻害するような業務の実施が行われたとしても、例えば、業務改善命令や指定登録機関の取り消し等の事後的措置によって、十分に申請者の利益が保護できると思われることなどから、公益法人要件を維持しなければならない積極的な理由は乏しいと考えられるので、公益法人要件は廃止することが適当である。なお、公益法人要件を廃止する際には、登録事務の円滑な実施を確保するための方策等について検討する必要がある。」との結論を得た。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
食品指定検査機関の指定要件の緩和 （厚生労働省）	公益法人に限定されている命令検査を実施する検査機関について、民間法人等も登録検査機関として登録することについて検討し、所要の措置を講ずる。 （第156回国会に係る法案提出）		検討・結論、法案提出	法案成立後公布・施行	（厚生労働省） 命令検査を実施する検査機関について指定制から登録制へ改めることとした食品衛生法等の一部を改正する法律は、第156回国会において成立し、平成15年法律第55号として同年5月30日に公布されており、登録制への移行に係る規定は平成16年2月27日から施行された。	

### (3) 性能規定化

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
危険物施設の保安検査 (総務省) <危険力 cの再掲>	危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。	検討	検討	検討 (結論)		<危険力 c参照>	
石油コンビナートの防災資機材の基準の見直し (大型泡放射砲の採用) (総務省) <危険力 cの再掲>	石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この現状設置が義務付けされているものの基準はもとより、新しい防災資機材についても、随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。	随時 (大型泡放射砲については、平成15年度中に結論)				<危険力 c参照>	
鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省) <運輸才 aの再掲>	鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。 【平成13年国土交通省令第151号】	鉄道について措置済(3月施行)	軌道について検討			<運輸才 a参照>	
ボイラー及び第一種圧力容器の検査基準 (厚生労働省) <危険力 aの再掲>	仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。 【ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)、圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)】	検討	検討(結論)	措置済(3月告示)			

#### (4) 国際的整合化

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
非常信号用具の取付位置要件の緩和 （国土交通省） ＜運輸ウの再考＞	自動車用の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討	検討	検討・結論	<運輸ウ 参照>		
回転式シート及び脱着式シート取付要件の緩和 （国土交通省） ＜運輸ウの再考＞	我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めているEEC基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討	検討	検討・結論	<運輸ウ 参照>		
フォークリフトの速度制限の緩和 （国土交通省） ＜運輸オの再考＞	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討 (13年度以降)			<運輸オ 参照>		



規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
自動車装置の相互承認の拡大 (国土交通省)	<p>日本での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、日本の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。</p> <p>【平成13年国土交通省令第94号、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第84号)】</p>	逐次実施			<p>(国土交通省)</p> <p>「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成15年国土交通省令第81号、平成15年7月7日施行)」により、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)を改正し、新たに、車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置に乗用車用タイヤ等の3規則を追加した。</p> <p>また、ステアリング機構等を車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置に追加するための道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の改正案を作成し、平成15年12月25日から平成16年1月30日までパブリックコメントを行った。本改正が行われることにより、実質30項目のECE規則との整合が計られることになる。</p>	
車両等の型式認定に関する多国籍間協定(UN-ECE規則)の採択加速 (国土交通省)	<p>車両等の型式認定の相互承認を進めるべく、当面平成15年度末までに30規則程度を採択することを目標に、UN-ECE規則を逐次採択する。</p>		逐次実施		<p>(国土交通省)</p> <p>「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成15年国土交通省令第81号、平成15年7月7日施行)」により、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)を改正し、新たに、車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置に乗用車用タイヤ等の3規則を追加した。</p> <p>また、ステアリング機構等を車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置に追加するための道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の改正案を作成し、平成15年12月25日から平成16年1月30日までパブリックコメントを行った。本改正が行われることにより、実質30項目のECE規則との整合が計られることになる。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ナンバープレートの寸法と取付方法の国際標準化の推進 (国土交通省)	ナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化を進めるべく、EUと共同でECMP(欧州経済委員会ワーキング29)の場に提案し検討を行う場を設定する。		検討開始	検討	(国土交通省) EU側に対しナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化について共同でECE/WP29(国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム)の場に提案することを申し入れているところである。	
通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認の積極的推進 (総務省、経済産業省、外務省)	通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。 【新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第16号)特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第31号)】	一部措置済(日EC間1月協定発効及び法律施行) (日星間1月協定署名、2月法案提出)	一部措置済(日星間11月協定発効及び法律施行)	必要に応じて検討・措置	(総務省、経済産業省、外務省) ・韓国との間で、通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認について意見交換を行った。 ・タイ及びフィリピンとの間で、電気製品に関する相互承認について協議を行った。	
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省) ↳流通の円滑	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。 【平成13年厚生労働省告示第158号及び告示第234号、平成14年厚生労働省告示第389号】	逐次実施			↳流通の参照	
栄養補助食品に係る規制緩和 (厚生労働省) ↳流通の円滑	いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合化を図る。 【平成13年厚生労働省令第43号】	措置済(4月施行)				
食品添加物の指定品目の拡大 (厚生労働省)	香料を含めた食品添加物のうち、安全性等の化学的評価が国際的に確立し、かつ国際的に汎用されているものについては、国内において使用可能となるよう、評価方法・指定品目の見直しを行う。			検討開始 結論を得たものから順次実施	(厚生労働省) 国際的に汎用されている添加物(46品目と香料)については指定に向けた検討を行うこととしている。資料が整備された品目から逐次審議を進めており、現在までに、添加物8品目と香料6品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼している。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
医薬品等の製造に係るGMP基準 (厚生労働省)	a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP(Good Manufacturing Practice:製造管理及び品質管理に関する基準)の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。 【「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」(平成13年条約第11号)】	交渉結果を踏まえ速やかに実施			(厚生労働省) 医薬品GMP分野の日-EU相互承認協定が平成14年1月1日に発行され、協定の規定に基づき、現在、同等性の再確認等準備作業を実施している。 また、日米間ではGMPに関する情報交換を行っている。	
	b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。	外国からの要請を受けて対応			(厚生労働省) シンガポールとの間で、平成14年1月に経済連携協定の署名に併せて共同宣言に署名。その一部にGMP分野が含まれており、現在、GMPに関する情報交換を行っている。	
医療用具の製造の承認 (厚生労働省)	a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な整合化を推進する。	医療用具国際整合化会合に参加し、その結果を踏まえ速やかに措置			(厚生労働省) 平成17年4月1日施行の改正薬事法においては、医療機器規制の国際整合をよりいっそう図ることとしている。その一環として、GMDNで定められた医療機器の名称に準じて医療機器の一般的名称を新たに定め、その医療機器の一般的名称ごとに医療機器規制国際整合化会議において検討されている医療機器のリスク分類ルールに基づくリスク分類を行い、その結果極低リスクと判断される医療機器に関しては、承認(認証)不要にすることを予定である。	
	b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。	要請を受けて対応			(厚生労働省) 具体的な要請があれば対応する予定。	
医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化 (厚生労働省)	EUにおいて始められている医療用具の分類・名称の国際統一のための協議会(GMDNプロジェクト)に積極的に参加し、国際統一を早期に行うべく提案を行う。	逐次実施			(厚生労働省) GMDN維持機関の政策委員会に、厚生労働省及び医療機器関連団体から参加し、日本における医療用具の分類・名称を提案し、その一部については委員会で採用されたところである。今後も、当委員会には積極的に参加していく予定である。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
GLP基準の確認申請手続 (厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	各GLP基準の確認申請手続の簡素化について、関係省庁間で協議の上、検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省医薬局長通達第1227001号、平成14年経済産業省製造産業局長通達第5号、平成14年環境省総合環境政策局長通達第1145号、平成14年厚生労働省労働基準局長通達第1227001号、平成14年農林水産省生産局長通達第7739号、平成14年医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構理事長通達第1225号】	検討	措置済 (12月通達)			
EMC基準の国際規格への整合化 (経済産業省)	EMC(Electro-Magnetic Compatibility:他の電気機器からの電磁妨害耐性)に関する技術基準を、現在の国際規格に整合化する。 【電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14年3月18日策定)】	措置済				
JIS規格の整備 (経済産業省)	技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。	必要に応じ実施			(経済産業省) ・日本工業標準調査会 国内システム専門委員会(強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関等が参加して、適合性評価制度を利用する観点から意見のとりまとめや情報交換を行う場として設置)において、技術基準におけるJIS規格の活用等について情報・意見交換を継続的に実施。 ・電気用品安全法においては、電気用品の技術上の基準を定める省令第2項において経済産業大臣が認めた基準として、JIS規格を取り入れた。「電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準」(平成14年3月18日)により措置した。	
ねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間 (厚生労働省)	外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。	国際保健規則の見直しを踏まえて検討			(厚生労働省) 2005年改正予定である国際保健規則の見直しを踏まえて検討する。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関との間のネットワークの構築 (関係府省)	国際規格・国際ガイド等について強制法規担当部局が理解を深め、また、強制法規の適合性評価において、適切な場合における任意の適合性評価の結果の活用等についての意見交換、強制法規担当部局の意見を国際規格やガイドの策定に反映させる等のため、強制法規担当部局と任意分野における総合適正評価機関が参加して、適合性評価制度を利用する観点から、国際規格・国際ガイドに対する意見の取りまとめや情報交換を行う場(ネットワーク)を平成13年(2001年)中に設置する。 【日本工業標準調査会適合評価部会に国内システム専門委員会を設置(平成13年6月)】	措置済				

### (5) 検査代行機関の指定要件等

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
特定無線設備の技術基準適合証明 (総務省)	特定無線設備の技術基準適合証明を行う指定証明機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 【電波法の一部を改正する法律(平成13年法律第48号)】	措置済 (7月施行)					
端末機器の技術基準適合認定 (総務省)	端末機器の技術基準適合認定を行う指定認定機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)					
消防用機械器具の検定 (総務省) ＜危険ウの再掲＞	消防用機械器具の検定を行う指定検査機関の公益法人要件を撤廃する。 【消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)】	法案提出	措置済 (10月施行)				
高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省) ＜危険ウの再掲＞	指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。 【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)、冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)】	逐次実施				＜危険ウ 参照＞	
ボイラー等の特定機械等の検査 (厚生労働省) ＜危険オの再掲＞	ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(特定機械等)の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービス化の実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。 【平成14年3月厚生労働省労働基準局長通達基発第0329017号】	措置済 (3月通達)					
浄化槽の検査 (環境省)	浄化槽検査の受検率向上に向けて、営利法人への浄化槽検査業務の開放についての検討の結果を踏まえ、実効的な対応策を早急に講ずる。	措置済					

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
食鳥検査の在り方 (厚生労働省)	食鳥検査については、国及び都道府県に設置された食肉・食鳥処理問題調整協議会(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)を活用し、より柔軟な検査体制の推進を含め、検査の在り方について検討する。	措置済				

## (6) 重複検査の排除

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
強制法規と工業標準化法との重複検査の排除 (経済産業省)	強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。	逐次実施			<p>(経済産業省)</p> <p>国内システム専門委員会(強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関等が参加して、適合性評価制度を利用する観点から意見のとりまとめや情報交換を行う場として設置)において、強制法規における任意の適合性評価制度の活用について情報・意見交換を継続的に実施。</p> <p>また、現行の工業標準化法に基づく適合性評価制度について、強制法規担当部局を含む制度ユーザの多様なニーズに応える自由度の高い、かつ、信頼される制度とする等の観点から、日本工業標準調査会 新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会において見直し検討を行った結果等を踏まえ、第159回国会に工業標準化法の一部を改正する法律案を提出(平成16年3月2日)。</p>	



## 2 その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
危険物施設の検査周期の延長 （総務省） <危険力 aの再掲>	危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置		<危険力 a参照>	
高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 （経済産業省） <危険力 の再掲>	年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置済					
ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査周期の延長 （厚生労働省） <危険力 bの再掲>	1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。	一部措置済	措置済				
電気事業法と労働安全衛生法におけるボイラーの基準等の統一 （経済産業省、厚生労働省）	ボイラーの構造基準のうち例えば安全弁の容量の算定方法などでボイラーの種類、規模、圧力等からみて規定の整合化の観点から共通的に適用が可能と考えられる部分がないか、検討し、所要の措置を講ずる。 【発電用火力設備の技術基準の解釈（平成14年5月15日改正・公表）】 【ボイラー構造規格の全部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示） 圧力容器構造規格の全部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示）】	検討	措置済 （5月改正・公表、3月告示）				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
JIS制度の改善 (経済産業省及び関係府省)	関係府省が連携して可能な限りJIS規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。	検討	今後継続的に検討・逐次実施		(経済産業省) ・日本工業標準調査会 国内システム専門委員会(強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関等が参加して、適合性評価制度を利用する観点から意見のとりまとめや情報交換を行う場として設置)において、技術基準におけるJIS規格の活用等について情報・意見交換を継続的に実施。 ・電気用品安全法においては、電気用品の技術上の基準を定める省令第2項において経済産業大臣が認めた基準として、JIS規格を取り入れた。(「電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準」(平成14年3月18日)により措置した。)	
長距離パイプラインに係る規制 (経済産業省) ＜危険キの再考＞	長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。	検討		措置	<危険キ 参照>	
電気用品安全法における近接表示禁止規定の廃止 (経済産業省)	電気用品安全法における他法の表示事項の近接表示禁止規定を廃止する。 【電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令(平成13年経済産業省令第20号)】	措置済 (4月施行)				
タンクローリーに関する規制緩和 (総務省) ＜危険力の再考＞	移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	<危険力 参照>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
電気用品安全法に関する規制の見直し (経済産業省)	a 平成13年4月からは(平成11年法改正)、それまで型式区分による届出が不要であった特定電気用品以外の電気用品について届出義務を付加しており、事業者の負担は増している。行政による立入検査などの事業者の調査に必要な区分等、法の目的に照らし必要最小限の規制となるよう、型式区分の記載内容の合理的な変更を検討する。	速やかに検討		措置	(経済産業省) 電気用品ごとに定められた型式の区分について、専門家の技術的な意見を活用しつつ、合理的かつ必要最低限の規制となるよう検討を行い、電気用品安全法施行規則の一部を改正(「電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年経済産業省令第33号)(平成16年3月19日公布))し、その他の部分の改正案についてパブリックコメント手続き等を実施。		
	b 電気用品に関する国際的な技術基準は、技術の進展等に伴い改訂が進められており、現行の国内基準については、現在、鋭意整合化作業が行われているところであり、速やかにその整合化を図る。 【電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14年3月18日策定)】	措置済 (3月策定)					
	c さらに今後においても、国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図っていく。		適宜実施			(経済産業省) IEC規格等国際規定の動向を踏まえ、国内基準の国際整合化について、検討を行って適宜実施することとしている。	
機器と一体的に使用される電源コードセットの電気用品安全法上の取扱いの弾力化 (経済産業省)	電気機械器具と同梱して輸入する電源コードセットで、著しい汎用性のないものについては、当該機械器具と一体として取り扱っているが、国内で製造されるものについても、同等の扱いとする方向で見直す。		検討・結論	措置	(経済産業省) 電気機械器具を製造する事業者が、それに同梱するために自らが製造する電源コードセットで、汎用性のないものについては、当該機械器具と一体として取り扱うこととした。(「電気用品の取扱いについて(内規)」(平成16年3月22日制定)により措置。)		
医薬品等の製造業等の許可申請 (厚生労働省)	医薬品等の製造業等における分置倉庫について、隣接都道府県における設置を認めることについて検討する。 【平成13年3月厚生労働省医薬局長通知】	措置済					
医薬部外品の承認基準の拡充 (厚生労働省)	医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査の迅速化を図る。		逐次実施				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
体外診断薬に係る承認制度対象範囲の見直し (厚生労働省)	現在医薬品として取り扱われている体外診断薬について、保健衛生上のリスクの低いものについては、承認不要基準等を設定することにより、承認を不要とする。 【薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)】		措置済 (平成17年7月までに施行)			
医療用具に係る申請区分の明確化 (厚生労働省)	医療用具の製造・輸入の承認申請については、新医療用具、改良医療用具、後発医療用具の区分が定められているが、承認審査の迅速化を図るため、医療用具に係る申請区分を明確化する。 【医療用具の申請区分選定の要点(デザイン・ツリー)について(平成14年3月26日公表)】	措置済 (3月公表)				
化審法における医薬中間物に係る規制の見直し (厚生労働省、経済産業省、環境省)	海外で製造が認められた医薬品の中間物として新規化学物質を国内で製造し、全量を海外向けに輸出することにより国内に残留することがない場合は、国内向け医薬品中間物と同様に、化審法に基づく届出等の規制を免除する。 (第156回国会に係る法案提出)		検討・結論、法案提出	法案成立後公布	(厚生労働省、経済産業省、環境省) 平成15年5月28日に公布され平成16年4月1日より施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」で新たに導入された事前確認の手続を受けることにより、新規化学物質の製造等の届出を行わずに、製造等を行うことができることとなった。	
化審法における届出及び審査過程の一本化 (厚生労働省、経済産業省、環境省)	化審法における届出窓口の一元化、手続の統一化を行うとともに、新規化学物質に関する審査過程を簡素でより公正・透明なものとするべく、共管3省の審議会の合同開催等を行う。		検討・結論	措置	(厚生労働省、経済産業省、環境省) 化審法における新規化学物質の届出については、平成15年4月の届出より、3省の審議会の合同開催をはじめ審査の一本化を実施したところである。また、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするるとともに、提出資料の内容の統一も図ったところである。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
新規化学物質の用途に着目した化審法における届出の見直し (厚生労働省、経済産業省、環境省)	中間物や輸出専用品などの暴露可能性が低い新規化学物質に関して、事前の確認と事後の監視を行うことを前提として、化審法に基づく届出の対象外とするよう制度の見直しを行う。 (第156回国会に法案提出)		検討・結論、法案提出	法案成立後公布	(厚生労働省、経済産業省、環境省) 平成15年5月28日に公布され平成16年4月1日より施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」で新たに導入された事前確認の手続を受けることにより、新規化学物質の製造等の届出を行わずに、製造等を行うことができることとなった。	
新規化学物質の製造・輸入に係る届出における試験データ要求基準の見直し (厚生労働省、経済産業省、環境省)	製造・輸入数量の少ない新規化学物質について、化審法に基づく届出の対象とした上で、段階的な審査を可能とするよう制度の見直しを行う。 (第156回国会に法案提出)		検討・結論、法案提出	法案成立後公布	(厚生労働省、経済産業省、環境省) 平成15年5月28日に公布され平成16年4月1日より施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」で新たに導入された低生産量新規化学物質の審査の特例制度により、段階的な審査を受けることが可能となった。	
エレベーターの製造許可 (厚生労働省)	労働安全衛生法に基づくエレベーターの製造許可については、申請者の負担軽減の観点から、製造許可手続の簡素化について検討し、所要の措置を講ずる。 【エレベーター構造規格の一部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第8号)】	検討	措置済 (2月告示)			
ボイラーの遠隔制御についての基準 (厚生労働省) 危険の程度	ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。 【平成15年3月厚生労働省労働基準局長通達】	検討	措置済 (3月通達)			
21簡易専用水道の検査 (厚生労働省)	簡易専用水道(会社やマンション等で、受水槽を設け、各戸に水を供給するもの)について、その検査を含む管理に関する規制全体を見渡した上で、より実効的な水質確保がなされるよう、所要の措置を的確に講ずる。 【水道法の一部を改正する法律(平成13年法律第100号)】	措置済 (7月施行)				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
22ポルトランドセメントの規格の緩和 (経済産業省、国土交通省)	ポルトランドセメントの規格に関し、0.02%以下とされている塩化物イオン量の見直しについて検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年国土交通省大臣官房技術審議官通知第221号】		検討・結論、一部措置済み (12月通知)	措置	(経済産業省) 平成15年11月20日付けで、塩化物イオン量の規格値を緩和(0.02% 0.035%)したJIS R5210(ポルトランドセメント)を改正し、公示した。	
23繊維製品を対象にしたホルムアルデヒド測定方法の見直し (厚生労働省)	ベビー服等繊維製品を対象としたホルムアルデヒド含有基準について、検出機器の性能向上等を踏まえ、ホルムアルデヒドの測定方法を見直す。		検討・結論		(厚生労働省) - 現在、試験法として設定されているジメドン法に加えて、高速液体クロマトグラフ法を設定する。 平成15年10月1日に行われた化学物質安全対策部会にて答申を取得済み。	
24毒物及び劇物のタンクコンテナに関する基準の見直し (厚生労働省)	毒物及び劇物取締法施行令に基づく容器(タンクコンテナ)の容量規制(10,000リットル)及び防波板の設置義務を撤廃し、欧米と同様、大型タンクコンテナでの輸送を可能とする。 【平成14年度政令第406号及び平成15年厚生労働省令第5号】		措置済 (2月施行)			
25石油製品の輸出承認制度 (経済産業省)	石油製品輸出に係る個別申請・承認制度については、緊急時対応のための体制を整備の上、平時においては石油製品を輸出承認制度の対象から外す。 【輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成13年政令第335号)】	措置済 (1月施行)				
26ワインの輸入時における検査の省略 (厚生労働省)	輸出国の検査機関を公的検査機関として登録することにより、ワインの輸入時における検査を省略する。		措置済			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
27輸出入及び港湾 関連手続 （財務省、法務省、 厚生労働省、農林水 産省、経済産業省、 国土交通省） ＜運輸オの再掲＞	a 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	措置済 （7月中 運用開始）	<運輸オ 参照>	
	b さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討			<運輸オ 参照>

規制改革推進 3 か年計画（再改定）（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
28 輸出入及び港湾諸手続の電子化、ワンストップサービス化（財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省） <IT132b(e) の再掲	<p>輸出入・港湾諸手続について、平成 13 年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p> <p>さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成 13 年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成 14 年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システムについても、平成 14 年度までを目途に、それぞれ連携する。</p> <p>なお、平成15年度までの実現を予定している輸入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。</p>	<p>検討・調整 (検討体制整備済)</p> <p>一部措置済 (1月NACCSと港湾EDI接続・運用開始)</p> <p>15年度までに検討・結論</p>	<p>検討・調整</p> <p>一部措置済 (11月NACCSとJETRAS接続・運用開始、2月NACCS、港湾EDI及び乗員上陸許可支援システム相互接続・運用開始)</p>	<p>措置済 (7月中運用開始)</p> <p>措置 (シングルウィンドウサービス提供開始)</p>	<p>&lt;IT132b(e) 参照&gt;</p> <p>&lt;IT132b(e) 参照&gt;</p>	



規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
29 執務時間外の貨物の積卸しに係る許可制から届出制への移行 (財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制にする。 【関税込率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】	措置済 (4月施行)				
30 執務時間外の貨物の積卸しに係る許可手数料の廃止 (財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止する。 【関税込率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成13年政令第153号)】	措置済 (4月施行)				
31 執務時間外の貨物の搬出入等に係る届出制の廃止 (財務省)	税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。 【関税込率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】	措置済 (4月施行)				
32 航空輸出貨物における予備審査制の導入 (財務省)	航空輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出し、税関における書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入する。 【平成13年関税局長通達】	措置済 (4月通達)				
33 仕入書に代わる書類として提出を認める社内帳票等の取扱い (財務省)	輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額(課税価格の合計額が10万円以下)を拡大する。 【平成13年関税局長通達】	措置済 (4月通達)				
34 燃料電池自動車の車載状態での燃料タンクの再検査の実施 (経済産業省)	車載状態で燃料電池自動車の燃料タンクの再検査を実施することについて、検査の合理化・効率化の観点で踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性が確認されれば、技術基準を整備する。			平成15年中の実験データの提出を前提に平成16年中に措置	(経済産業省) - 事業者から実験データが提出がなされていないため、措置は講ぜられていない。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
35燃料電池自動車の車両適合基準の策定による車両認定制度の見直し (国土交通省)	現在、燃料電池自動車が公道を走行するためには、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)上、一台ごとに国土交通大臣の認定を行っているが、その大量販売を促進するため、必要な保安基準等の整備を行った上で、ガソリン車等と同様に、型式認定制度を整備する。			平成16年度の早い時期までに実験データを取得した上で平成16年度中に措置	(国土交通省) 保安基準等の整備に必要な試験を実施し、データを取得しているところである。	
36食品表示制度の改善 (厚生労働省、農林水産省)	食品衛生法及びJAS法に基づく表示項目の整合性の確保等分かりやすい食品表示の実現のため、両法に関する審議会・調査会の共同会議の開催、食品表示に関する相談等を一元的に受け付ける相談窓口の設置を行う。 【「食品の表示に関する共同会議」を設置、社団法人日本食品衛生協会・独立行政法人農林水産消費技術センターに一元的な相談窓口を設置】		措置済(共同会議は2月より設置・開催 一元的相談窓口は2月設置)			
37電気事業法における個別安全管理審査の簡素化 (経済産業省)	電気事業法における個別安全管理審査の受審項目(書類)の簡素化を行う。			検討・結論	(経済産業省) 法令上、事業者に義務付けているのは、法定事業者検査の記録の保存であり、安全管理審査に当たっては、保存された記録に基づいて事業者の検査体制を評価することとなっている。 個別安全管理審査は、一回毎の検査実施要領と検査結果を対象としていることから、継続的で十分な自主保安体制が構築されているかどうかを対象とするシステム安全管理審査に比べ、審査項目は大幅に簡素化されている。 個別安全管理審査に関する書類の簡素化について設置者等に対し行ったヒアリングで要望された資料作成マニュアルの整備については16年度中に措置をする。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
38特定非営利活動の範囲の拡大(内閣府)	特定非営利活動の範囲の拡大について、所要の措置を講ずる。			措置済(5月1日)	(内閣府) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成14年法律第173号)」が平成15年5月1日に施行されたことにより、特定非営利活動の範囲が、12分野から17分野に拡大された。	